

温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素地域づくりを推進！

米原市次世代自動車導入促進補助金



事後申請

- 補助期間 令和5年度から令和7年度まで
- 補助対象者 米原市民
- 補助対象事業 県内販売店での次世代自動車（新車）の購入
- 補助条件
 - ・次世代自動車からの買換えでないこと
 - ・V2H 放電充電設備または外部給電器（V2L）を導入すること 等
- 申請方法 車両購入費用支払後に、市役所環境政策課に申請
- ※令和6年度の申請期限は令和6年12月27日までです。
※予算が無くなり次第受付終了となります。



補助金の概要

電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。	10万円
プラグインハイブリッド自動車	搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。	10万円
燃料電池自動車	搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。	20万円

※中古車は補助対象外です。

※国や県等が実施する各種補助金との併用が可能です。

※その他詳細は、米原市次世代自動車導入促進補助金交付要綱を御確認ください。